

水産加工経営改善促進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

水産加工経営改善促進資金利子補給規則の一部を改正する規則

水産加工経営改善促進資金利子補給規則（昭和63年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水産加工業者等 県内に水産加工場を有する次に掲げる者で、別に定める要件に該当する旨の知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する水産加工業（以下「水産加工業」という。）を営む者（資本の額又は出資の総額が<u>1億円</u>を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える者及びイの組合を除く。<u>以下「水産加工業者」という。</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 水産加工経営改善促進資金 水産加工業者等に融通する次に掲げる資金をいう。</p> <p>ア 事業・経営体質強化資金（<u>近海水産資源（我が国近海で採捕され、又は養殖される水産動植物をいう。）を原材料とする新たな食用水産加工品又は新たな製造技術若しくは加工技術の研究開発若しくは導入により製造される水産加工品であって今後その需要の増大が期待されるものの生産及び販売の促進に必要な資金及び水産加工業者等が近海水産資源を原材料として食用水産加工品の製造等を行う場合であって、製品の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けに必要な資金をいう。</u>）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水産加工業者等 県内に水産加工場<u>（水産加工業者又は組合が水産加工品の製造又は加工の用に供する事業場をいう。以下同じ。）</u>を有する次に掲げる者で、別に定める要件に該当する旨の知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア <u>水産加工業者</u>（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する水産加工業（以下「水産加工業」という。）を営む者（資本の額又は出資の総額が<u>3億円</u>を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える者及びイの組合を除く。）<u>をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 水産加工経営改善促進資金 水産加工業者等に融通する次に掲げる資金をいう。</p> <p>ア 事業・経営体質強化資金（<u>次に掲げる資金をいう。以下同じ。</u>）</p> <p><u>（ア）近海等水産資源（我が国近海若しくは内水面で採捕され、又は養殖される水産動植物をいう。以下同じ。）を原材料とする新たな食用水産加工品又は新たな製造技術若しくは加工技術の研究開発若しくは導入により製造される水産加工品であって今後その需要の増大が期待されるものの生産及び販売の促進に必要な資金及び水産加工業者等が近海等水産資源を原材料として食用水産加工品の製造等を行う場合であって、製品</u></p>

イ 水産加工業経営安定資金（国際的な水産資源の保存及び管理の必要性の高まり並びに操業規制の変化に伴う加工原材料の供給不足等により水産加工場（水産加工業者が水産加工品の製造又は加工の用に供する事業場をいう。）の操業に顕著な影響を受けている水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金をいう。）

ウ 品質・安全管理対応資金（製造工程の全般を管理する手法であるHACCP方式の導入に必要な資金及び消費者への情報提供等水産加工品の品質・安全管理に必要な資金をいう。）

エ 国際規制経営安定資金（外国の200海里漁業水域で漁獲され、水産加工用に供される水産物の供給不足等によって、水産加工場の操業に顕著な影響を受け、その経営の維持安定が困難な状況に陥った水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金及び漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたものとして農林水産大臣が指定する漁業を営む者の水産加工業への事業転換等に必要な資金をいう。）

(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。

ア 法第11条第1項第1号に掲げる事業を行う漁業協同組合

イ 法第87条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を行う漁業協同組合連合会

ウ～オ [略]

(利子補給の承認申請)

第6条 融資機関は、その貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ水産加工経営改善促進資金利子補給承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認等)

の転換、製造若しくは加工の共同化又は合併若しくは営業の譲受けに必要な資金

(イ) 水産加工業者の経営体質の強化を図るため、組合による原料魚等の共同購入に必要な資金

イ 水産加工業経営安定資金（国際的な水産資源の保存及び管理の必要性の高まり並びに操業規制の変化に伴う加工原材料の供給不足等により水産加工場の操業に顕著な影響を受けている水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金をいう。以下同じ。）

ウ 品質・安全管理対応資金（次に掲げる資金をいう。以下同じ。）

(ア) 製造工程の全般を管理する手法であるHACCP方式の導入に必要な資金

(イ) 水産加工品の品質・安全管理に係る消費者への情報提供（生産地、生産者、使用薬剤等の原材料についての情報及び水産加工場、物流センター等における保管、輸送方法等の記録の集約を行い、消費者に対して情報提供をすることをいう。）に必要な資金

エ 国際規制経営安定資金（外国の200海里漁業水域で漁獲され、水産加工の用に供される水産物の供給不足等によって、水産加工場の操業に顕著な影響を受け、その経営の維持安定が困難な状況に陥った水産加工業者等の経営の維持安定に必要な資金及び漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたものとして農林水産大臣が指定する漁業を営む者の水産加工業への事業転換等に必要な資金をいう。以下同じ。）

(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。

ア 法第11条第1項第3号に掲げる事業を行う漁業協同組合

イ 法第87条第1項第3号及び第4号に掲げる事業を併せ行う漁業協同組合連合会

ウ～オ [略]

(利子補給の承認申請)

第6条 融資機関は、その貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ別に定める様式による水産加工経営改善促進資金利子補給承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認等)

第7条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、水産加工経営改善促進資金利子補給承認書（様式第2号）により利子補給の承認を行うものとする。

2 融資機関は、前項の規定による利子補給の承認に基づき貸付けを実行したときは、水産加工経営改善促進資金貸付実行報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。

（利子補給の打切り等）

第8条 [略]

2 知事は、融資機関の責めに帰すべき理由により融資機関がこの規則又は第4条の規定による契約に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

別表（第3条関係）

資金の種類	貸付限度額	償還期限（うち償還方法 据置期間）
1 事業・経営体質強化資金	借入者の水産加工品の年間売上高の5パーセントに相当する額又は3,000万円（組合の場合にあっては、6,000万円）のいずれか低い額	[略]
[略]	[略]	[略]
4 国際規制経営安定資金	冷凍水産物製造業（すり身製造業を除く。） [略]	[略]

第7条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、別に定める様式による水産加工経営改善促進資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

2 融資機関は、前項の規定による利子補給の承認に基づき貸付けを実行したときは、別に定める様式による水産加工経営改善促進資金貸付実行報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

（利子補給の打切り等）

第8条 [略]

2 知事は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの規則又は第4条の規定による契約に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

別表（第3条関係）

資金の種類	貸付限度額	償還期限（うち償還方法 据置期間）				
1 事業・経営体質強化資金	<table border="1"> <tr> <td>第2条第2号ア(ア)に掲げる資金</td> <td>借入者の水産加工品の年間売上高の5パーセントに相当する額又は3,000万円（組合の場合にあっては、6,000万円）のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>第2条第2号ア(イ)に掲げる資金</td> <td>共同購入を希望する所属組合員の水産加工品の年間売上高の合計額の5パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額</td> </tr> </table>	第2条第2号ア(ア)に掲げる資金	借入者の水産加工品の年間売上高の5パーセントに相当する額又は3,000万円（組合の場合にあっては、6,000万円）のいずれか低い額	第2条第2号ア(イ)に掲げる資金	共同購入を希望する所属組合員の水産加工品の年間売上高の合計額の5パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額	[略]
第2条第2号ア(ア)に掲げる資金	借入者の水産加工品の年間売上高の5パーセントに相当する額又は3,000万円（組合の場合にあっては、6,000万円）のいずれか低い額					
第2条第2号ア(イ)に掲げる資金	共同購入を希望する所属組合員の水産加工品の年間売上高の合計額の5パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額					
[略]	[略]	[略]				
4 国際規制経営安定資金	<table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>塩蔵品製造業</td> <td>700万円</td> </tr> </table>	[略]	[略]	塩蔵品製造業	700万円	[略]
[略]	[略]					
塩蔵品製造業	700万円					

金	乾製品類製造業	[略]	金	<u>調味加工品製造業</u>	<u>600万円</u>
	水産練製品製造業	350万円		乾製品類製造業	[略]
				<u>魚体前処理加工業</u>	<u>700万円</u>
				水産練製品製造業	常時使用する 従業員の数が <u>40人以下</u> 350万円
備考 改正部分は、下線の部分である。					

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の水産加工経営改善促進資金利子補給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は承認書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は承認書については、なお従前の例による。